

令和 6 年 6 月 22 日現在

機関番号：32511

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2023

課題番号：17K04704

研究課題名（和文）児童虐待対応専門職育成のための教育プログラムの開発

研究課題名（英文）Building of the best program for training of child abuse social workers

研究代表者

齋藤 知子（Saito, Tomoko）

帝京平成大学・人文社会学部・准教授

研究者番号：10460289

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は「児童虐待対応専門職育成のための教育プログラムの開発」のため、1.児童虐待死亡事例について、都道府県等の行政機関で実施し公表されている検証報告に裁判記録から得た情報を加味し検証する。2.裁判記録を用いた再検証結果をもとに研究会のための資料を作成し事例研究会等を実施。3.事例研究会を実施し、児童虐待に関わる専門職の人材育成のための研修などで使えるようなプログラムを開発し児童虐待防止に役立てることを目的としている。

研究成果は、児相での研修や日本司法福祉学会、日本社会福祉学会、日本子ども虐待防止学会などで企画分科会や個人研究で発表を行った他、事例研究会をベースにした研究報告会を実施した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の目的は第一として事例に裁判記録を用いること、第二に裁判記録を用いて検証した結果から、今後の児童虐待に関わる専門職の職員研修にも生かすことができる裁判事例研究会を実施した。この方法論の提案は、児童虐待に関わる専門職の育成に大きな前進をもたらすものと考えられる。

本研究で提唱した2つの方法から得た研究成果は、裁判記録等を事例分析の対象とし、事例検討会を開いたことで、今後の児童虐待死防止に重要な知見を得ることができた。また、実践に活かせる方法を提示し、専門職としての質の向上につながり、虐待死予防のソーシャルワーク実践の発見と開発となるものであった。

研究成果の概要（英文）：This research has the following three objectives in order to "develop an educational program for training professionals in responding to child abuse."1) Re-examine cases of child abuse resulting in death, adding information from court records to the verification reports conducted by administrative agencies such as prefectures and municipalities.2) Based on the results of the re-examination using court records as a reference, materials will be prepared for the study group and case study meetings will be held.3) Case study meetings will be held and a program that can be used in training for the development of professionals involved in child abuse will be developed.

The research results were presented in planning subcommittees and individual research at the Japan Society of Judicial Welfare, the Japan Society for the Study of Social Welfare, and the Japan Society for the Prevention of Child Cruelty, as well as research report meetings based on case studies.

研究分野：児童虐待 司法福祉 専門職育成

キーワード：児童虐待 裁判記録 専門職育成

様式 C-19、F-19-1、Z-19（共通）

1. 研究開始当初の背景

国や各地方公共団体で行われている児童虐待死亡事例についての検証報告では、課題としてリスクアセスメントについての重要性があげられ、その中で提言としてリスクアセスメントの指標について挙げられているものがある。児童相談所や市町村その他の児童虐待の対応を行う者が、加害者（虐待者）に対応する際に、常識や良識、個人の経験則、感覚的な判断、希望的観測によって安易な楽観論に立って判断するのではなく、専門的、客観的に根拠を明確にし、緊急度、危険度、重症度を評価、判断、予測ができるようにすることが、リスクアセスメントシートなどを作成し活用する目的である。しかしながら、課題として毎年上がっているにもかかわらず、一向に減らない児童虐待死亡事例について、裁判記録等を用いて、加害者となった親の状況に近づき、介入のポイントを検証し、児童虐待に関わる専門職の研修に活用できるのではないかと考えた。

本研究では、以下の①の研究事業で実施した A 県で実際に検証し報告されている 5 事例について全数について、裁判記録を用いて、この 2 つの方法で検討を行い、検証記録だけでは到達し得なかった児童虐待死防止に有効な支援・介入の観点を事例ごとに明示するほか、さらに本研究において新たな都道府県の事例について裁判記録等の資料の取得と分析を進め、事例研究会を実施し、事例の共通性と個別性について、分析を拡げ、本研究の意義を提示していく予定とした。

本研究については、研究代表者本人による以下①から④の研究の結果と一部、重複する。2011 年度から最終的な目的として「児童虐待防止のための質の高い専門職の養成」を挙げて研究を積み重ねており、そのために類似したテーマで研究を継続し、ステップアップを重ねている。また、所属の日本社会福祉学会、日本司法福祉学会、日本子ども虐待防止学会、その他の学会、研究会などの研究成果の発表の場において、個人での発表に他、企画分科会、公募シンポジウムなどを企画し発表している内容とも重複する。

①齋藤知子 科研費事業・基盤研究 C・23530751「児童虐待死亡事例について司法記録等の分析から効果的な介入のポイントを検証する」（2011 年度から 2014 年度）

②齋藤知子 帝京平成大学紀要 第 23 巻 第 1 号「児童虐待死亡事件について判例を用いたソーシャルワークの検討」（2012 年 3 月）

③齋藤知子 日本社会事業大学大学院・博士論文・「裁判記録等を用いた児童虐待死の事例検討方法の開発とその有用性の研究」（2014 年 3 月修了）

④齋藤知子 司法福祉学研究 第 15 号「裁判記録等を用いた児童虐待死の事例検討について」（2015 年発行）

なお、本研究について、社会事業研究所の研究倫理委員会において「研究倫理審査」①裁判記録等の閲覧・分析（承認受付番号：13-0405）、②事例研究会による検証（承認受付番号：13-0406）を受け、承認を受けている。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的

本研究の目的は、児童虐待死亡事例を減少させることである。そのためには児童虐待にかかわる専門職種各自が質と量を充実させる必要があると考える。その方法として、本研究では、裁判記録等を用いた検証、分析の方法・アプローチ方法の開発を行うものである。さらに、その方法を用いて事例研究会を開催し、そこから得られた知見を加味した資料を作成し、児童虐待死に関わる専門職研修に活用した教育プログラムを開発し、その有用性について明らかにすることである。

(2) 本研究の独創性と意義

裁判記録等を用いることで、従来の検証では見えてこなかった加害者（実親等）、被害者（子ども）の状態を捉えることができ、これまでにない当事者性を踏まえた事例検討となり、虐待死予防へのソーシャルワーク実践に示唆を与える研究と考える。

本研究では、児童虐待死に至るプロセスを分析・検討する手立てとしての裁判記録のもつ可能性について着目した。従来は見えて来づらかった加害者（実親等）、被害者（子ども）という当事者の側の言葉を聞くことが出来る裁判記録は貴重な資料となり得る。この当事者性を踏まえた上で、検証し分析を行った研究は、今までにほとんど行われていない。また、裁判記録から得られた情報をもとに筆者独自の事例研究会のための資料を作成し、それを用いた事例検討会の実施は、支援者、関係者に関する事例検討の対象、事例分析の資料として、極めて貴重であると言える。本研究が確立しようとしている裁判事例研究による専門職への教育プログラムの開発は、臨床を基礎に置く社会福祉学において、新たな事例研究の方法を確立するものと考えられる。

3. 研究の方法

(1) 本研究の方法

本研究の方法は、児童虐待死亡事例について裁判記録等の資料から得られた情報を加味して分析を行うという新たな方法論を開発し提案する、さらに、裁判記録等から情報を加味して作成

した資料に基づいて事例研究会を実施し、専門職育成のための教育プログラムの実施方法を示すという二つの方法を用いている。

方法1では、児童虐待死亡事例について、各行政機関から発表されている検証報告をもとに、マスメディア等の情報も使い、当該事件についての裁判記録等を閲覧し、そこから得た情報を加えて分析を行う。特に、加害親の動機と虐待に至り死亡させてしまった要因について、従来の検証報告では見えていなかった事実が明らかにされている点に注目した。分析に際しては、従来の検証報告と裁判記録を用いた場合の違いが明確に示せることを大きな視点として中核に据え、事例研究会に適用できるようなフォーマットや表現方法の開発を行った。

方法2として、方法1の分析結果を資料として、インシデント・プロセス方式を用いて有識者や関係機関等の支援者・経験者などの参加を得て事例研究会を開き、事例ごとに虐待死に至ったプロセスを分析した。事例研究会の実施をするという方法は、裁判記録等を用いて、フォーマットや表現方法を開発し、精緻化していくだけではなく、事例研究という臨床的な感覚や見識を共有し合う場の設定を行うことが重要であると考えた。

(2) 倫理的配慮

検討に使用した事例については、行政機関による検証報告のインターネット上の公表報告をもとに、マスメディアなどから得た情報で個人を特定し、当該事件について裁判が終了したもののについて、所轄検察庁に閲覧申請手続きを行って、研究目的によって閲覧が許可された記録である。個人情報保護法に基づき、閲覧記録はすでに氏名や住所などは保護されている。さらに事例研究を行うにあたっては当事者のプライバシーを配慮し、年月日、発生地域などが特定出来ない形で表記し、事例の主旨を変えない程度の一部修正・省略を行った。

また、加害親、被害児の年齢等は検証報告等で公表報告の範囲内とする。事例研究会では、研究の趣旨、自由意思による参加、中止の自由、匿名性などについて、参加者に書面にて確認し実施している。

4. 研究成果

(1) 研究内容

児童虐待死を研究する方法について、「社会福祉分野での事例研究」、「法学分野での判例研究」、「学術的な視点から臨床事例研究」、「司法福祉の審判例研究と裁判事例研究」、「精神医学・精神保健における心理学的剖検」について確認し、それらを活用した新たな裁判記録分析事例検証を提案し、以下表1は分析事例の一覧の通り、研究を行い、事例研究会を実施した。

表1 裁判記録分析事例の一覧

	被害児年齢 性別	加害者の 種別	罪状	量刑	関係機関
1	14歳・男児	実母 姉・姉の友人	保護責任者遺棄致死罪 傷害致死	懲役3年以上 6年以下	県児童相談所・学校 市福祉事務所・警察
2	3歳・女児	実父	傷害致死罪	懲役11年	県児童相談所
3	1歳・男児	実父	傷害致死罪	懲役5年6ヶ月	県保健所
4	2歳・女児	実母の内夫	傷害致死罪	懲役8年	他県児童相談所 県児童相談所
5	2歳10ヶ月 男児	実父 実母	保護責任者遺棄致死罪 保護責任者遺棄致死罪	懲役9年6ヶ月 懲役7年	県児童相談所 市保健所・市
6	5歳・男児	実母 実母の内夫	傷害致死罪 傷害致死罪	懲役11年 懲役11年	県児童相談所 保育所
7	3歳・女児	継父	傷害致死罪	懲役7年	市児童家庭課 児童相談所
8	2歳・男児	実父	殺人罪	懲役12年	児童相談所
9	9歳・女児	実母	殺人罪(母心神耗弱)	懲役4年	児童相談所 児童養護施設

10	4歳・男児	養父	傷害致死罪	懲役8年	児童相談所・病院 市母子保健担当
11	5歳・女児	養父 実母	保護責任者遺棄致死罪 保護責任者遺棄致死罪	懲役13年 懲役8年	他県児童相談所 県児童相談所 病院・一時保護所
12	1歳・男児	実母の内夫	傷害致死	懲役7年	要対協 福祉事務所
13	2歳・女児	実母	保護責任者遺棄致死罪	懲役10年	市母子保健担当 市ひとり親支援担当

(2) 研究成果

本研究（2017年度から2023年度）を進めている中で、世界的な新型コロナウイルスの影響が生じた。2020（令和2）年1月からの3年間で、感染症の影響下における人々の生活意識・行動は変化し、テレワークやリモートといった働き方にも大きな変化が生じ、家族と過ごす時間などの生活の変化、地方移住への関心や生活満足度などの意識の変化も示されている調査結果が公表されている。

2022年2月に発表された2021年の犯罪情勢統計（暫定値）で、虐待の疑いがあるとして児童相談所（児相）に通告された子どもは10万8050人となり、17年連続で過去最多を更新された。前年比1%の微増だったが、コロナ下で被害が潜在化している恐れも指摘されている。警察庁によると、児相への通告数は統計を取り始めた2004年には962人だった。その後、身体的な暴力を伴わない「心理的虐待」が認知されたことなどから通告数が増加し、2011年に1万人を超え、以降も毎年2～4割のペースで増え続けている。

コロナ禍は児童虐待やネグレクト（育児放棄）も深刻化させたとされている。全国民が行動制限によって不安や孤立感が増大し、子育ての悩みを相談できない孤独感も感じ、親が不安定な精神状態に追い込み、そのストレスが虐待につながっていき、人と会えない状況が長く続き、虐待が家庭の中で内在化し隠れてしまい、周りからは見えない状態が長引き、深刻化していったと考えられる。

裁判記録等を用いた児童虐待死の検証に関する研究を行い、2つの方法を用いて、児童虐待死を分析した。従来の検証で報告されている虐待死事例について、裁判記録等から得られた新たな情報を加味して、裁判記録を事例研究に適用できるようにするために、独自のフォーマットや表現方法を用いるという開拓を行った。これには、従来の検証報告との違いを大きな視点として中核に据え、事例検討会の資料として用いることを重視し、分析を示した。そして、事例研究会を開き、この新しい裁判記録及びその表現方法が、事例研究会という場を通して、虐待死予防の新たな方法の開発と発見に役立つかどうかということを検証した。

本研究は第一として検証報告には裁判記録を用いること、第二に裁判記録を用いて検証した結果から、今後の児童虐待に関わる専門職の職員研修にも生かすことができる裁判事例研究会の実施であった。この提案は、児童虐待死を予防することが出来る専門職の育成に大きな前進をもたらすものと考えられる。本研究の方法を用いて検証を行うことは、時間も手間もかかる方法論の提案である。しかしながら、提唱した方法は今後の児童虐待死防止に重要な知見を得ることができ、さらに裁判記録等を事例分析の対象とし、事例研究会を開いたことで、実践に活かせる方法を提示し、専門職としての質の向上につながり、虐待死予防のソーシャルワーク実践の発見と開発となるものであった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計9件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 齋藤知子
2. 発表標題 児童虐待死亡事例の裁判記録等を用いた分析結果からの考察
3. 学会等名 日本子ども虐待防止学会 第28回学術集会ふくおか大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 齋藤知子
2. 発表標題 児童虐待死亡事例について裁判記録等を用いた事例研究による人材育成について
3. 学会等名 日本司法福祉学会2022年度 全国大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 齋藤知子
2. 発表標題 特定少年について児童福祉の立場からの考察
3. 学会等名 日本司法福祉学会 2021年 研究大会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Primary Presenter: Hiroki Toi Co-Presenters: Masanori Fujiwara, Masaki Shimmyo, Tomoko Saito PhD
2. 発表標題 Advancing forensic social work for justice-involved people in Japan: The challenges and the next steps
3. 学会等名 2019 NOFSW Conferenc（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 研究代表者 森田展彰 シンポジスト 齋藤知子
2. 発表標題 虐待死事例の裁判記録をもとにした支援者のスキルアップ
3. 学会等名 日本子ども虐待防止学会 シンポジウム
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 齋藤知子
2. 発表標題 児童虐待に関わる専門職育成における事例研究の活用
3. 学会等名 日本子ども虐待防止学会 自由研究
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 齋藤知子
2. 発表標題 児童虐待対応専門職の人材育成へ - 裁判記録を用いた事例研究会の活用 -
3. 学会等名 日本社会福祉士学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 齋藤知子
2. 発表標題 児童虐待対応専門職のための教育プログラムの開発
3. 学会等名 日本子ども虐待防止学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 齋藤知子
2. 発表標題 児童虐待死亡事例検証報告の専門職育成への活用
3. 学会等名 日本子ども虐待防止学会 千葉大会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関